

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 1 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた健康サポート薬局に係る研修実施要綱の実施方法について

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止策に関しては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、引き続き慎重な対応を図っていくことが求められているところです。新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の一環としては、いわゆる「三つの密（①密閉空間②密集場所③密接場面）」が重なる状況を避けること等の注意喚起がなされております。

こうした状況を踏まえ、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱」（「健康サポート薬局に係る研修実施要綱について」（平成 28 年 2 月 12 日付け薬生発 0212 第 8 号厚生労働省医薬食品局長通知）別添。以下「実施要綱」という。）における研修について、今般の新型コロナウイルス感染症の感染が収束するまでの間、下記のとおり取り扱うこととしましたので、御了知の上、関係団体、関係業者等への周知方をお願いします。

記

1. 技能習得型研修については、実施要綱 2. (2) ③において、「研修は講義及び演習により行うものとし、演習はグループ討議形式で行うこと」としているところである。感染予防の観点から、講義及び演習を情報通信機器を用いた方法により実施しても差し支えないこと。

ただし、情報通信機器を用いた方法により研修を実施する場合であっても、研修の内容等については、実施要綱に掲げる事項を遵守した上で実施すること。特に、グループ討議形式で行う演習を情報通信機器を用いた方法により実施する場合は、Web 会議システム等を用いた双方向の通信等により、十分なグループ討議ができるようにするとともに、本人確認を行い受講者本人による受講が確実になされるよう十分に留意すること。

2. 知識習得型研修については、実施要綱 2. (2) ④において、「知識習得型研修は講義により行うものとし、その際、講義はeラーニングにより行うことができること」としているところであり、感染防止対策の一環としてeラーニングによる研修の実施を考慮すること。

3. 1 及び 2 によらず、講義及び演習を実施する場合は、実施地域の感染状況を十分に踏まえ、「三つの密」が発生しない席配置、人と人との距離の確保、マスクの着用等、基本的な感染防止策を徹底すること。